

赤い羽根共同募金

平成 27 年度「安全・安心の地域づくり支援事業」

助成事業募集のご案内

岩手県共同募金会では、県内の市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域の自治会等住民団体による地域課題の解決に向けた活動を推進し、住民が安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを支援するため、次のとおり助成事業を募集します。

助成の対象

市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等の住民団体

※ 昨年度に本助成を受けた団体及び今年度に岩手県共同募金会が実施又は推薦する他の助成事業に決定又は内定した団体は対象としません。

対象事業実施期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

※ 事業実施期間が複数年にわたる場合は、平成 27 年度実施事業分のみを助成対象とします。

助成対象事業及び助成額・対象経費

※千円単位で助成します。

○ 防災福祉マップの作成

(1) 助成額

- ① 市町村全域を対象：30 万円まで
- ② 小地域を対象：15 万円まで

(2) 対象経費

会議・研修会等の経費（会場使用料、茶菓代、講師謝金・旅費など）、調査・先進地視察等の経費（資料代、旅費、ガソリン代など）、マップ・資料などの印刷代・コピー代、図書購入費、通信費、消耗品費、その他必要な事務費

※ 防災福祉マップ作成後、平成 27 年度中に避難訓練を行う場合は総事業費の 4 分の 1 の額を上限として次の経費も対象とします。

訓練に必要な防災資材、炊き出し用食材等

<対象とならない経費>

- ・人件費（内部関係者への謝礼、調査報酬などを含む）
- ・懇親会経費（懇親飲食代など）
- ・機器整備費（金庫、プリンターなど消耗品にあてはまらないもの）
- ・団体の運営に要する経常的な経費（事務所賃借料、光熱水費など）
- ・当年度内に避難訓練を行わない場合の訓練に必要な資材等の購入費
- ・その他、事業とは直接関係しない経費

○ 住民参加による地域福祉活動計画の作成

(1) 助成額

- ① 市町村全域を対象：40 万円まで
- ② 小地域を対象：15 万円まで

(2) 対象経費

会議・研修会等の経費（会場使用料、茶菓代、講師謝金・旅費など）、調査・先進地視察等の経費（資料代、旅費、ガソリン代など）、資料などの印刷代・コピー代、図書購入費、通信費、消耗品費、その他必要な事務費

<対象とならない経費>

- ・人件費（内部関係者への謝礼、調査報酬などを含む）
- ・懇親会経費（懇親飲食代など）
- ・機器整備費（金庫、プリンターなど消耗品にあてはまらないもの）
- ・団体の運営に要する経常的な経費（事務所賃借料、光熱水費など）
- ・その他、事業とは直接関係しない経費

○ 住民参加による除雪支援活動

除雪機等機器・備品（スコップ等の消耗品を除く）の購入経費：30万円まで

※社会福祉協議会がこの活動への助成を希望するときは、施設整備費をご利用ください。

※ 詳しくは、本会ホームページに掲載している実施要領をご覧ください。

申請方法

次の書類を、岩手県共同募金会に提出してください。

(1) 「安全・安心の地域づくり支援事業」助成申請書（様式1）

様式1-1 → 社会福祉協議会以外の団体用

様式1-2 → 社会福祉協議会用

(2) 事業収支計画内訳書（様式2）

(3) 定款又は会則

(4) 平成26年度事業報告書・収支決算書

(5) 平成27年度事業計画書・収支予算書

※ 助成申請書は本会ホームページの「お知らせ」からダウンロードすることができます。

<ホームページアドレス> <http://www.akaihane-iwate.or.jp>

※ ホームページからダウンロードできない場合は、本会にお問い合わせください。

申請期間

平成27年4月15日（水）～平成27年5月29日（金）

助成決定時期及び助成金の交付

○助成決定時期：平成27年8月中旬

○助成金の交付：助成決定後、助成決定団体からの交付申請により前金払いします。

○助成金の精算：助成事業終了後、提出いただいた完了報告書を確認し、助成金に剰余金が生じている場合は、その剰余金を返金していただきます。

<応募先・問い合わせ先>

社会福祉法人岩手県共同募金会 担当：中村

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3

ふれあいランド岩手内

TEL：019-637-8889 FAX：019-637-9712